

# 令和4年第9回

## 札幌市教育委員会会議録

議案第1号及び第2号については、非公開とすべき理由が消滅したため、会議録のみ公開いたします。

## 令和4年第9回教育委員会会議

1 日 時 令和4年5月24日（火）13時30分～14時30分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長（労務担当部長兼務）	木 村 良 彦
学校施設担当部長	池 田 秀 利
学校教育部長	長谷川 正 人
児童生徒担当部長	廣 川 雅 之
教職員担当部長	三戸部 文 彦
労務担当課長	立 野 靖
総務課長	前 田 憲 一
庶務係長	上 野 千 沙
書 記	福 山 雄 基

4 傍聴者 0名

5 議 題

議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第3号 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会臨時委員の委  
嘱について

議案第4号 学校職員に対する懲戒処分について

**【開 会】**

○**檜田教育長** これより、令和4年第9回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と道尻豊委員をお願いいたします。

本日の議案第1号から2号は、議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、議案第3号は、附属機関の委員の任免に関する事項、議案第4号は、人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第2号、第3号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号から第4号は公開しないことといたします。

**以下 非公開**

【議 事】

◎議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○檜田教育長 それでは、議事に入ります。

議案第1号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。  
事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の木村でございます。

それでは、議案第1号（「議会の議案についての市長への意見の申出について」）  
について御説明いたします。

令和4年度一般会計補正予算案につきましては、昨日、招集となりました第2  
回定例市議会において既に議案提出がなされているところですが、昨今の新型  
コロナウイルス感染症による物価の高騰を受け、市内市立小・中学校等において  
提供する学校給食に関し、追加での補正予算を提案すべく事案が生じたため、「地方  
教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、当該補正  
予算案に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございます。

それでは、今回の補正予算案の内容につきまして御説明いたします。

議案の次のページでございます、「令和4年度一般会計補正予算案について」  
を御覧願います。

この度の補正予算案につきましては、「歳入歳出予算」に記載しておりますと  
おり、歳入、歳出ともに同額の3億4,600万円を補正するものとなっております。

こちらは、昨今の新型コロナウイルス感染症による物価高騰の影響を受ける  
学校給食に関して、今後もこれまでどおりの栄養バランスや量などを保った学  
校給食の提供に向け、令和4年度中の給食費の値上げ抑制に必要な費用を市が  
負担するものです。金額といたしましては、各学年の給食単価に令和4年4月時  
点の「消費者物価指数」における北海道地方の前年同月比4.6%を乗じる形で算  
出しております。

なお、当該事業に係る経費につきましては、国庫交付金であります「新型コロ  
ナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を交付率10/10で活用できる見込  
みがございますため、歳出補正と併せ、歳入につきましても同額を補正させてい  
ただくものとなります。

以上で、議案第1号についての御説明を終わります。

○檜田教育長 ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意

見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** 各学校にはどのような形で配分されることになるのでしょうか。

○**学校施設担当部長** 児童 1 人当たり 1,600 円程度で、その学校の児童数に応じて配分することになります。

○**檜田教育長** わかりました。他にはよろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第 1 号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第 2 号 議会の議案についての市長への意見の申出について**

○**檜田教育長** 続きまして議案第 2 号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○**労務担当部長** 労務担当部長の木村でございます。

議案第 2 号は、来る 5 月 31 日招集予定の令和 4 年第 2 回定例市議会に提出される「札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例案」について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定に基づき、市長に対し意見の申出を行うものです。

それでは、お手元の議案第 2 号資料中、「概要」とインデックスのついたページをご覧ください。

本改正は、雇用保険法等の一部が改正されたことに伴い、国家公務員退職手当法の「失業者の退職手当」に係る規定が改正されたことを受け、国と同様の制度としている本市の退職手当条例を国の法改正に準じて行うものです。

「失業者の退職手当」とは、本市教育職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業状態にあるときに、その差額分を退職手当として支給するものであり、雇用保険の失業等給付に相当する制度です。

同様の制度は、国家公務員、本市の市長部局にもあります。

改正内容は次の 3 点です。

1点目は、「地域延長給付に係る暫定措置の継続」です。雇用情勢が悪い地域に居住し、重点的に再就職の支援が必要であると認められる者に対する60日間の延長給付（地域延長給付）の期限について、令和3年度までとなっているものを令和6年度まで延長するというものです。

2点目は、「事業を開始した場合の支給期間の特例の新設」です。支給期間は基本的に1年間ですが、退職後に事業を開始した場合等に、最大3年間、支給期間の進行を停止し、廃業後に基本手当相当分を支給できる特例を設けるものです。

3点目は、「職業安定法の改正に伴う規定整備等」です。職業安定法の改正に伴い、条例で引用する条文の規定整備等を行うものです。

本条例案については、公布の日を施行日としております。ただし、「事業を開始した場合の特例の新設」については令和4年7月1日、「職業安定法の改正に伴う規定整備」については同年10月1日を施行日としております。

これらの内容については、本市の市長部局においても同様の改正が実施される予定です。

議案第2号についての説明は以上でございます。

議案第2号について、意見書に記載されておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○**阿部委員** 最後に説明いただいた中で、②の事業を開始した場合とあったんですが、これは例えば、起業するとか会社を興すとか、そういったイメージですか。

○**労務担当課長** はい。そのとおりでございます。

○**阿部委員** わかりました。

○**檜田教育長** 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と発言する者あり）

非公開

○**檜田教育長** それでは、議案第2号については提案どおり決定させていただきます。